

監査結果の公表

平成29年度随時(不納欠損)監査

監査を実施した結果の概要を次のとおり公表します。

茂原市監査委員 元吉 敬宇
茂原市監査委員 金坂 道人

◆監査の対象課及び対象事務

①経済環境部農政課
(特別会計 農業集落排水事業)

平成28年度 受益者分担金
平成28年度 使用料

②都市建設部下水道課
(特別会計 下水道事業)
平成28年度 受益者負担金
平成28年度 下水道使用料

◆監査の期間

平成29年11月15日から平成30年2月13日まで

◆監査の場所

茂原市役所

◆監査の方法

対象課に対して事前調査及び関係資料の提出を求めた。

また、取組みの状況、課題、問題点について関係職員の説明を聴取することにより、適正な監査の執行に努めた。

◆監査の結果

今回の監査においては、債権の台帳管理、不納欠損処分に至るまでの間の督促や滞納処分などの手続き等に一部、改善及び検討すべき点が認められた。

◆所見

随時(不納欠損)監査に関する所見は次のとおりであるので、検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

人口減少等による市税収入の増加が見込めない一方、急速な少子高齢化の進展等により社会保障費の増加等により新たな財政需要が見込まれ、毎年度厳しい財政運営を余儀

なくされていく中で、自主財源の確保は欠かすことができない重要案件である。

市の債権は、公債権として強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の3分類とされ、それぞれの法令、茂原市債権管理条例および茂原市財務規則等に基づき債権管理の適正化を図るとされており、これらの債権の違いや法令根拠、手続き等を十分理解しなければ、適正な事務執行は望めない。

特に、不納欠損処理を行う場合は、債務者の資力や財産、生活状況等を客観的に見極め、債権回収のため最大限取り組みことが重要であり、場合によれば滞納処分等の法的手続きなどを行い、その経緯を債権管理台帳に正確に記録し、明確な基準に基づいて処理する必要がある。

今回の監査では、農業集落排水事業及び下水道事業ともに、債務者へ納付のお願い(使用料は委託業者が送付)、督促状(使用料は委託業者が送付)、催告書を送付するなどの債権回収に努めているものの、滞納処分や強制執行を

行った債権はなかった。今後は、事務処理をより効率的に進めるために、債権の発生から消滅に至るプロセスとそれぞれの段階で講ずるべき措置などを詳細かつ分かりやすく定めた「滞納整理事務マニュアル」及び「滞納整理年間計画表」を作成し滞納事務処理を進めていく必要がある。

また、使用料を私人に徴収委託することは、地方自治法施行令第158条第1項の規定により可能となつているが、「徴収委託に関する規則」を策定し、私人に委託する場合の取扱方法について必要な事項を予め定めておく必要がある。

今回の監査にあたっては2課4債権を抽出したわけだが、市の他の債権も含め、債権の回収及び不納欠損処理について、長生郡市広域市町村圏組合水道部や委託業者との緊密な連携の基、財産調査、滞納処分及び強制執行等(支払督促含む)を図るなど、市民負担の公平性を確保するため、「あらゆる手段」を尽くして債権回収の徹底に取り組

まいたい。お問い合わせは、監査委員事務局(9階)
☎2015660、FAX2016007へ。

「わん!だふるタイム」にご協力を



▲「アンゼンちゃん」と「マモロー」

この運動は、犬の散歩やウォーキングなどを登下校の時間(8時頃、15時頃)に行うことで、地域ぐるみで子どもたちの安全を見守るものです。ご理解とご協力をお願いします。

※毎週月・金曜日の15時に防災行政無線で放送しています(夏季・冬季休業期間を除く)。

お問い合わせは、生活課(2階)
☎201505、FAX2016000へ。